

資料 2

**林野火災警報・注意報制度説明動画制作等  
広報業務**

**業務仕様書**

令和 8 年 6 月  
岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「林野火災警報・注意報制度説明動画制作等広報業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 業務の概要

### (1) 目的

本業務は、令和8年1月から市町村・消防本部で運用を開始した林野火災警報及び林野火災注意報の制度（以下「制度」という。）について、県民の認知度・理解度を高め、林野火災の予防につなげる広報を行うものである。

### (2) 広報活動

本業務における広報活動は、「3業務の内容」を主な内容とするが、県との協議の上で決定するものとする。

### (3) 対象者

県民の幅広い世代を対象とする。

### (4) 成果物

本事業で作成した動画等の成果物については、今後県及び各市町村・消防本部において活用できるようデータを提出するものとする。

### (5) 委託期間

委託契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

### (6) 委託料の上限額

1,999,800円（税込）

## 2 業務の基本的な考え方

本県の大船渡市林野火災を契機として令和8年1月から市町村・消防本部で運用を開始した林野火災警報及び林野火災注意報について、県民に周知し制度を理解頂くための広報（説明動画制作、認知度アンケート・SNS広告、ポスターの制作・配布）を実施することで、県民の認知度及び理解度の向上を図り、警報や注意報の発令時等における火の使用制限が遵守されることで、林野火災の予防につなげる。

## 3 業務の内容

### (1) 制度説明動画の制作

岩手県公式動画チャンネル（YouTube）に公開するための、制度の仕組みや発令時の行動指針等を分かりやすく説明する動画2種類（3分間、15秒間）を制作する。

ア 3分間の動画で説明する内容（順不同）

- ①岩手県の林野火災の歴史
- ②林野火災の現状と危険性

※大船渡市林野火災に係る動画又は静止画（①林野火災の延焼状況、②消火活動の状況）は、別途県で消防本部から収集し、提供する。

- ③林野火災警報・林野火災注意報の仕組みと意味
- ④発令時の行動指針（禁止行為・努力義務）
- ⑤罰則の説明（30万円以下の罰金等）
- ⑥発令情報の入手方法
- ⑦消防署への届出の必要性の説明
- ⑧①～⑦で3分間とした動画の末尾に、(2)の認知度アンケート調査を行うホームページに誘導する部分を設けること。1月末のアンケート期間終了後は、誘導する部分を削除した動画に差し替えること。

なお、制度の概要は「8 企画提案書作成の参考事項について」(2)を、消防庁及び県ホームページ等参考となる情報は、8(1)参照のこと。

イ 15秒間の動画で説明する内容

(3) SNS 広告の配信等で使用する、アの動画への誘導を図るための内容で制作する。

ウ 動画制作において取材が発生する場合は、事前に県と協議する。

エ 説明動画は、令和8年11月30日(月)までに完成とする。なお、動画の初稿を、令和8年9月30日(水)までに提出するものとする。

オ 岩手県公式動画チャンネルに掲載した説明動画の周知を、(3) SNS 広告の配信、(4) ポスターの制作・印刷・発送により実施し、閲覧を促す。

なお、県では、県広報媒体による説明動画の周知や、市町村・消防本部、報道機関等に説明動画の完成を情報提供し、各団体のホームページや SNS 等での周知を働きかける。

## (2) 認知度 Web アンケート調査の実施

説明動画の視聴者等に対する制度の認知度等を把握するため、Google Formを使用した Web アンケートを実施する。

ア 質問項目は、「8 企画提案書作成の参考事項について」(4)参照のこと

イ Web アンケートは、動画公開後から開始することとし、令和9年1月末まで実施すること。

ウ 2月末の事業期間終了までに結果を取りまとめ、報告すること。

## (3) SNS 広告の配信

- ・(1)で制作した説明動画の閲覧を促進するための SNS 広告を、YouTube インストリーム、Instagram で実施する。
- ・(1)の動画公開後遅滞なく開始し、令和9年1月末まで実施すること。
- ・広告用 URL（期間限定）は、受託者側で取得すること。アカウントの開設が必要な場合は受託者で運用を行い、委託期間後は県が引継ぐこととする。
- ・広告に係る配信レポート（閲覧数・クリック率等）を提出すること。

## (4) ポスターの制作・印刷・発送

- ・仕様 A2 サイズ、400 枚、コート紙 135kg
- ・ポスターのデザインは県が提供し、受託者は当該デザインに基づき制作・印刷・発送を

行うものとする。

- ・ポスター制作は「8 企画提案書作成の参考事項について」(6)の内容から抜粋して制作する。
- ・ポスター400枚の発送先は「8 企画提案書作成の参考事項について」(5)を予定している。
- ・ポスターは四つ折りA4仕上げとし、県から別途支給する発送用の角2封筒及び宛名ラベルを使用して送付すること。

#### (5) 自由提案

そのほか、説明動画の閲覧を促進するために効果のある広報展開があれば、予算額の範囲内で提案すること。

### 4 協議・打合せ

受託者は必要に応じ、県との協議・打合せを行い、その議事録を作成し、協議・打合せ参加者の確認を得るものとする。

また、連絡事項についても同様に受託者が記録し、確認を得るものとする。

### 5 成果物

本業務の成果物として、製作した動画、画像、音声の電子データ等を県に提出するものとし、その納入場所は、岩手県復興防災部消防安全課とする。

- ・制度説明動画（3分版／15秒版）データ一式
- ・Webアンケートフォーム（公開URL・設問セット）および集計結果報告書
- ・SNS広告配信レポート
- ・ポスター印刷物400部およびデザインデータ
- ・事業完了報告書（成果・課題・効果検証のまとめ）

### 6 組織体制・職員配置

受託者は、業務の管理運営責任者を1名配置すること。

その他、業務を遂行する能力を有する者を配置すること。

### 7 契約に関する条件

#### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。また、受託者が委託する第三者についても、「資料1 企画コンペ実施要領」中、「2 参加者の資格に関する事項」に定める参加資格の要件(2)から(8)に準じること。

## (2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限イ」により、本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

## (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限イ」により、受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

## (4) 権利の帰属等

本業務の実施により作成された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。

## (5) 第三者の著作権やプライバシー権等の侵害等に関する保証

ア 受託者は、県に対し、動画制作内容が、第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

イ 受託者は、県に対し、動画制作内容等が、第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないものであることを保証すること。万一、動画制作内容等に関して、第三者から権利の主張、意義、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、その責任と負担の下、これに対処、解決するものとし、県に対して、一切の迷惑をかけないものとする。

## (6) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

## (7) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日号外法律第 57 号）及び個人情報の保護などに関する条例（令和 4 年 12 月 22 日岩手県条例第 49 号）を遵守しなければならない。

## (8) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議の上、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。

本事業は国の交付金を活用して実施することから、会計検査院による実地検査の対象となること。

## 8 企画提案書作成の参考事項について

### (1) 岩手県の林野火災の歴史

- ・ 岩手県では、野山が乾燥し、風の強い日も多い春先に林野火災が起きやすく、過去においても、この時期に大規模な林野火災が数多く発生している。

(岩手県森林整備課ホームページから抜粋)

- ・ 岩手県では、昭和 36 年三陸フェーン大火、昭和 58 年久慈大火、令和 7 年大船渡市林野火災、令和 8 年大槌町林野火災等、大規模な林野火災が発生している。

## (2) 林野火災警報・林野火災注意報の制度について

### ア 制度の概要

林野火災警報・注意報は、令和 7 年 2 月 26 日の大船渡市林野火災を踏まえて創設された制度で、令和 9 年は 1 月から 5 月までの間、降水量のほか、乾燥注意報や強風注意報の発表を基準に、市町村又は消防本部から発令されます。

注意報の発令では、屋外でのたき火等の火の使用制限に従うよう努め、警報の発令では、屋外での火の使用が制限され、違反者には罰金等の罰則が課される制度です。

### イ 発令指標等

	林野火災注意報	林野火災警報
発令指標	以下①②いずれかに該当 ①前 3 日間の合計降水量が 1mm 以下かつ前 30 日間の合計降水量が 30mm 以下 ②前 3 日間の合計降水量が 1mm 以下かつ乾燥注意報が発表	林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表
	発令指標は、地域の気象特性等に応じて市町村で調整を加えることが可能	
罰則等	努力義務として火の使用制限（火入れ、たき火等）を課す	違反者には、30 万円以下の罰金または拘留の罰則
対象区域	林野火災の発生の危険性を勘案して、必要に応じて対象となる区域を指定する	

### ウ 林野火災警報・注意報発令中に制限される行為

林野火災警報の発令中は以下に掲げる行為が禁止されます。(違反した場合は 30 万円以下の罰金又は拘留が科せられる場合があります)

林野火災注意報の発令中は以下に掲げる行為を控えて下さい

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2 煙火を消費しないこと。
- 3 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 4 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- 5 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市（町・村）長

が指定した区域内において喫煙をしないこと。

6 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

#### エ 県内の運用状況

盛岡地区広域消防組合構成市町村（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町）を除く 25 市町村で令和 8 年 1 月 1 日から、盛岡地区広域消防組合構成市町村は 3 月 1 日から運用を開始し、現在、県内全市町村が運用している。

令和 9 年の対象期間は 1 月 1 日から 5 月 31 日（盛岡地区広域消防組合構成市町村の火災警報は通年で運用）

### (3) 林野火災警報及び林野火災注意報に係る、消防庁及び県のホームページについて

#### ア 政府広報オンライン

山火事を防ぐためにできること。乾燥・強風の季節は特に注意！

<https://www.gov-online.go.jp/article/202601/entry-10685.html>

#### イ 岩手県消防安全課ホームページ「林野火災警報・林野火災注意報について」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzananshin/bosai/1093129/index.html>

#### ウ 岩手県防災ポータルホームページ内

「林野火災警報・林野火災注意報の発令状況について」

[https://iwate-bousai.my.salesforce-sites.com/PUB\\_VF\\_TopA](https://iwate-bousai.my.salesforce-sites.com/PUB_VF_TopA)

上記のほか、県内 12 消防本部のホームページでも、各管内の警報・注意報の発令状況について周知している。

### (4) 認知度アンケート調査で想定する設問について

- |   |
|---|
| <p>①「説明動画」を見るのは初めてか。</p> <p>②お住まいの市町村、年代、性別</p> <p>③屋外での火の使用状況（野焼き・たき火・キャンプ・アウトドア等）</p> <p>④認知度：林野火災警報・注意報について、知っていたか。<br/>（知っていた／知らなかった）</p> <p>⑤知っていた場合、何により知ったか。<br/>（市町村・消防本部 SNS、防災行政無線、テレビ…）</p> <p>⑥理解度：林野火災注意報や警報が発令された場合、どのような行動を取るべきか知っていたか。（警報時にはたき火・火の使用を控える努力義務があり、警報時には禁止されること）</p> <p>⑦行動の変容（④で知っていたと答えた人）：この動画を見て、注意報・警報発令時に取るべき行動の理解がより深まったか。</p> <p>⑧行動の変容（④で知らなかったと答えた人）：この動画をみて、注意報・警報発令時に取るべき行動を理解したか。</p> |
|---|

### (5) ポスター400枚の送付先について

＜県で想定するポスター400枚の郵送先：計211箇所＞

- ・ 県内道の駅 39 箇所
- ・ 農業協同組合 85 箇所（7 箇所に送付）
- ・ 漁業協同組合 28 箇所（1 箇所に送付）
- ・ 農作業用品の販売店 101 箇所
- ・ 高速道路のサービスエリア・パーキングエリア計 19 箇所
- ・ 三陸鉄道株式会社、いわて銀河鉄道株式会社の駅計 20 箇所（2 箇所に送付）
- ・ 花巻空港ターミナルビル、岩手河川国道事務所、岩手三陸河川国道事務所  
計 3 箇所
- ・ 東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社管内の有人駅等計 18 箇所
- ・ 山火事防止対策推進協議会の構成員の団体計 21 箇所

(6) **ポスターの内容について**

次ページのとおり。

# ルール・マナーを守って STOP山火事!



キャンプ場でたき火を楽しむ際は、**直火ではなく、必ずたき火台を使用**しましょう。  
水バケツ等を準備するなど、**いつでも消火**を行えるようにしましょう。



野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により**原則禁止**されています。  
例外的に行う場合でも、**乾燥、強風時は行わない**ようにしましょう。

例外：農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの



**総務省消防庁**  
Fire and Disaster Management Agency

**林野庁**

**岩手県復興防災部**  
消防安全課

林野火災(山火事)を  
詳しく知るにはこちら

消防庁



林野庁



県内の林野火災警報  
・注意報の発令状況は  
こちら

情報ポータル  
いわて防災



# 屋外での火の使用時は林野火災に注意!

林野火災(山火事)の多くは、火の不注意な取扱いが原因です。

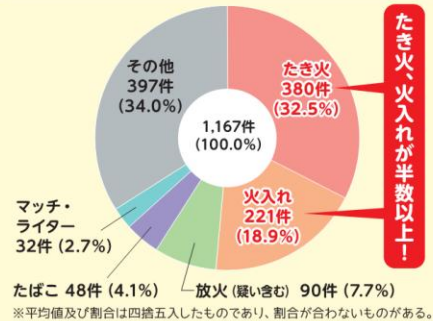
林野火災は急激に広がります。

屋外で火を使うときは、次のことに気を付けましょう。

林野火災の月別出火件数(令和2年～6年の平均)



林野火災出火原因(令和2年～6年の平均)



## 林野火災注意報・警報が始まります!

乾燥・少雨により林野火災が発生・延焼しやすい時は「林野火災注意報」が、さらに強風が重なり、林野火災が大規模化しやすい時は「林野火災警報」が市町村長により発令されます。注意報の発令中は、たき火等の屋外での火の使用を控えてください。また、警報の発令中は、屋外での火の使用は禁止です。

※市町村の条例により異なります。

## たき火をするときは、最寄りの消防署等への事前の届出が必要です。

炎があがり火の粉が出るような、火の取扱いをしようとするときは、まずは市町村(消防本部)に確認してください。



枯れ草焼きの例